

## 会員規約一部改訂のお知らせ

2021年10月1日(金)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしますので、ご案内申し上げます。

### ■主な改訂内容 新旧対比

#### 1. クレジットカード会員規約

##### ①カード会員規約

改訂前	改訂後
<p>第2条（カードの貸与等）</p> <p>（エムアイカード・ICカード特約より移設）</p> <p>4. 会員が、カードを受け取った後で本規約を承認しない場合には、利用開始前、直ちにカードを切断したうえで当社に返却するものとします。</p> <p>5. 本条第2項及び第3項の規定は、会員が退会し、または会員資格を喪失したときでも、カードを当社に返却するまでは有効に存続するものとします。</p>	<p>第2条（カードの貸与等）</p> <p>4. カードがICチップを搭載したものである場合、会員はICチップの破壊、分解等をしてはならず、ICチップに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</p> <p>5. 会員が、カードを受け取った後で本規約を承認しない場合には、利用開始前、直ちにカードを切断したうえで当社に返却するものとします。</p> <p>6. 本条2項、3項及び4項の規定は、会員が退会し、または会員資格を喪失したときでも、カードを当社に返却するまでは有効に存続するものとします。</p>
<p>第3条（暗証番号）</p> <p>4. 暗証番号の選定または管理に関し会員の故意または過失があり、これにより損害が生じた場合には、その損害については会員が負担するものとします。</p> <p>（エムアイカード・ICカード特約より移設）</p>	<p>第3条（暗証番号）</p> <p>4. 暗証番号の選定または管理に関し会員の故意または過失があり、これにより損害が生じた場合には、その損害については会員が負担するものとし、暗証番号の利用による一切の債務の支払の責務を負うものとします。</p> <p>5. 暗証番号の変更にはカードの再発行が必要となります。尚、本会員が暗証番号の変更を希望される場合は、再発行手続きの申し出とともに、第13条に定める再発行手数料を本会員が支払うものとします。また、カードの紛失・盗難・汚損・破損等によりカードを再発行する場合においても、同様に暗証番号の登録を改めて行う必要があるものとします。</p>
<p>第5条（カードの利用）</p> <p>3. 当社が認めた会員は、当社<del>の指定する</del>現金自動貸出機（CD）または現金自動預払機（ATM、以下CDとATMを総称して「ATM等」といいます。）を使用し</p>	<p>第5条（カードの利用）</p> <p>3. 当社が認めた会員は、当社が提携している金融機関等の現金自動貸出機（CD）または現金自動預払機（ATM、以下CDとATMを総称して「ATM等」とい</p>

改訂前	改訂後
<p>て、キャッシングサービスを受けることができます。尚、A T M等の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>	<p>ます。)を使用して、キャッシングサービスを受けることができます。尚、A T M等の設置された金融機関等の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>
<p>第8条（代金の決済）</p> <p>3. 自動振替の口座登録が完了していない場合、支払を遅滞した場合等、当社が特に認めた場合は、会員は、当社が指定する口座に振込む方法または当社の指定する営業所(ATMを含みます。)に来店する方法により支払うものとします。なお口座登録が完了していない場合の支払期日は、締切日の属する月の末日とします。但し、支払期日が金融機関や当社営業所休業日の場合は、当社が利用明細書で指定する条件に従い支払うものとします。</p>	<p>第8条（代金の決済）</p> <p>3. 自動振替の口座登録が完了していない場合、支払を遅滞した場合等、当社が特に認めた場合は、会員は、当社が指定する口座に振込む方法等の当社が指定した方法により支払うものとします。なお口座登録が完了していない場合の支払期日は、締切日の属する月の末日とします。但し、支払期日が金融機関休業日の場合は、当社が利用明細書で指定する条件に従い支払うものとします。</p>
<p>第15条（規約の有効期間）</p> <p>1. 本規約の有効期間は、第19条1項に定める会員都合により会員が退会したとき、第21条により会員が会員資格を喪失したとき、その他の理由により会員が退会もしくは会員資格を喪失したときに終了するものとします。但し、第2条4項の場合を除きます。</p>	<p>第15条（規約の有効期間）</p> <p>1. 本規約の有効期間は、第19条1項に定める会員都合により会員が退会したとき、第21条により会員が会員資格を喪失したとき、その他の理由により会員が退会もしくは会員資格を喪失したときに終了するものとします。但し、第2条6項の場合を除きます。</p>
<p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。</p> <p>(6) 本会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>(エムアイカード・ICカード特約より移設)</p>	<p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。</p> <p>(6) 本会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>(7) カードに搭載されたICチップの破壊、分解等を行い、またはICチップに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</p>
<p>第19条（会員の都合による退会）</p> <p>1. 本会員が都合により退会するときは、同時に家族会員も退会となります。本会員は当社所定の届け出をするとともに、会員のカードを返却するものとします。但し、届け出時において当社に対する残債務がある場合は、その全額を完済したときをもって退会したものとします。</p>	<p>第19条（会員の都合による退会）</p> <p>1. 本会員が都合により退会するときは、同時に家族会員も退会となります。本会員は当社所定の届け出をするとともに、会員のカードを返却するか、切断のうえ破棄するものとします。但し、届け出時において当社に対する残債務がある場合は、その全額を完済したときをもって退会したものとします。尚、この場合において、</p>

改訂前	改訂後
(エムアイカード・ICカード特約より移設)	本会員または家族会員のカードにICチップが搭載されている場合、会員は直ちにカードを当社に返却するか、カードの磁気ストライプとICチップ部分を切断のうえ破棄するものとします。
<p>第2章&lt;ショッピング条項&gt; 第30条 (ショッピングの利用方法)</p> <p>1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることにより、カードを利用することができます。但し、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名<del>も七</del>はカードの提示を省略できる場合があります。尚、暗証番号による取引において、暗証番号の入力を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p>	<p>第2章&lt;ショッピング条項&gt; 第30条 (ショッピングの利用方法)</p> <p>1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすること<del>または当社が適当と認めた店舗において所定の端末機に暗証番号を入力すること</del> (但し、<del>端末機等の故障の場合には、当社が別途適当と認める方法</del>) により、カードを利用することができます。但し、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名<del>また</del>はカードの提示を省略できる場合があります。尚、暗証番号による取引において、暗証番号の入力を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p>
<p>第32条 (繰上返済の特約)</p> <p>1. 本会員が、第8条及び第30条及び第31条に定める代金決済方法にかかわらず、ショッピング支払金の全部または一部の返済を支払期日の前に繰り上げて行う場合 (以下「繰上返済」といいます。) は、本会員が当社に対して事前に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。その際、本会員は、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定して当社の承認を得るものとし、且つ、当社所定の手続きをとるものとします。</p>	<p>第32条 (繰上返済の特約)</p> <p>1. 本会員が、第8条及び第30条及び第31条に定める代金決済方法にかかわらず、ショッピング支払金の全部または一部の返済を支払期日の前に繰り上げて行う場合 (以下「繰上返済」といいます。) は、本会員が当社に対して<del>当社所定の方法で</del>事前に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。その際、本会員は、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定して当社の承認を得るものとし、且つ、当社所定の手続きをとるものとします。</p>
<p>第3章&lt;キャッシング条項&gt; 第39条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>3. 利用資格者は、<del>当社及び</del>当社の指定する<del>提携先</del>のATM等を使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。</p>	<p>第3章&lt;キャッシング条項&gt; 第39条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>3. 利用資格者は、当社の指定するATM等を使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。</p>
<p>第40条 (キャッシングサービスの利用料金等の返済方法)</p> <p>4. 本会員が、本条に定めるキャッシングサービスの利用料金等の返済方法にかかわらず、キャッシング支払金の繰上返済を行う場合は、本会員が当社に対して事前に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。その際、本会員は、繰上返済</p>	<p>第40条 (キャッシングサービスの利用料金等の返済方法)</p> <p>4. 本会員が、本条に定めるキャッシングサービスの利用料金等の返済方法にかかわらず、キャッシング支払金の繰上返済を行う場合は、本会員が当社に対して<del>当社所定の方法で</del>事前に連絡のうえ、当社の承認を得て行うものとします。その際、本</p>



改訂前	改訂後
シングサービスを利用することができます。尚、海外キャッシングサービスの利用可能額は、原則として利用時点における会員のキャッシング利用可能額以内とします。尚、利用可能額を超えて利用した場合でも、会員はその一切の債務について責任を負うものとします。	ビスを利用することができます。尚、海外キャッシングサービスの利用可能額は、原則として利用時点における会員のキャッシング利用可能額以内とします。尚、利用可能額を超えて利用した場合でも、会員はその一切の債務について責任を負うものとします。

#### ④エムアイカード・アメリカン・エクスプレス・カード特約

改訂前	改訂後
<p>第5条（アメリカン・エクスプレスを通じたキャッシングサービス）</p> <p>1. 会員は、日本国内外のアメリカン・エクスプレスと提携した金融機関のATM等においてキャッシングサービスを利用することができます。尚、キャッシングサービスの利用可能額は、原則として利用時点における会員のキャッシング利用可能額以内とします。尚、利用可能額を超えて利用した場合でも、会員はその一切の債務について責任を負うものとします。</p>	<p>第5条（アメリカン・エクスプレスを通じたキャッシングサービス）</p> <p>1. 会員は、日本国内外のアメリカン・エクスプレスと提携したATM等においてキャッシングサービスを利用することができます。尚、キャッシングサービスの利用可能額は、原則として利用時点における会員のキャッシング利用可能額以内とします。尚、利用可能額を超えて利用した場合でも、会員はその一切の債務について責任を負うものとします。</p>

#### ⑤エムアイカード・ICカード特約

改訂前	改訂後
<p><del>第1条（適用）</del></p> <p><del>本特約はカードがICチップを搭載したカード（以下「ICカード」といいます。）である場合に、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が定めるカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）及び会員規約とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員（以下「会員」といいます。）に適用されま</del> <del>ず。各規定が重複する場合は、本特約を優先します。</del></p>	（カード会員規約へ移設）
<p><del>第2条（カードショッピングの利用の特例）</del></p> <p><del>会員は、会員規約第30条1項の規定にかかわらず、当社が適当と認めた店舗において、伝票等への署名の代わりに、会員規約第3条1項の暗証番号を所定の端末機に入力する方法により商品購入またはサービスの提供などを受けることができ</del> <del>るものとします。尚、端末機等の故障の場合は、当社が別途適当と認める方法でカ</del></p>	（カード会員規約へ移設）

改訂前	改訂後
<p><del>ードを利用することを、予め承諾するものとします。</del></p>	
<p><del>第3条（暗証番号）</del></p> <p><del>1. 会員は当社が適当と認めた場合、暗証番号の登録変更を申し出ることができるものとします。この場合、会員は当社所定の方法により、ICカードを返還し、または変更後の暗証番号を利用することができるものとします。尚、ICカードの再発行手数料の支払いは会員規約第13条に定めるカードの再発行手数料に準じるものとします。</del></p> <p><del>2. 会員は会員規約第3条4項の規定に従い、暗証番号の利用による一切の債務の支払いの責務を負うものとします。</del></p>	<p>(カード会員規約へ移設)</p>
<p><del>第4条（ICカードの管理）</del></p> <p><del>会員はICカードの破壊、分解等をしてはならず、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</del></p>	<p>(カード会員規約へ移設)</p>
<p><del>第5条（期限の利益の喪失）</del></p> <p><del>会員規約第17条2項に以下の項目を追加します。</del></p> <p><del>ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</del></p>	<p>(カード会員規約へ移設)</p>
<p><del>第6条（退会の場合のICカードの取扱い）</del></p> <p><del>退会の場合、会員は直ちにICカードを当社へ返却するか、ICカードの磁気ストライプとICチップ部分を切断のうえ破棄するものとします。</del></p>	<p>(カード会員規約へ移設)</p>

## 2. ローンエムアイカード会員規約

改訂前	改訂後
<p>第6条（借入れ）</p> <p>3. 会員は、当社の指定する、<del>日本国内にある</del>現金自動貸出機（CD）または自動預払機（ATM、以下CDとATMを総称して「ATM等」といいます。）において、当該ATM等の稼働時間中、当該ATM等の定められた操作方法に従い、借入金額</p>	<p>第6条（借入れ）</p> <p>3. 会員は、当社が提携している金融機関等の現金自動貸出機（CD）または現金自動預払機（ATM、以下CDとATMを総称して「ATM等」といいます。）において、当該ATM等の稼働時間中、当該ATM等の定められた操作方法に従い、借</p>



改訂前	改訂後
及び返済方法を指定のうえ、カードを使用して金銭を借り入れることができるものとします。この場合において、借入金額は、原則として1万円以上1万円単位となります。ただし、ATM等により、借入金額、返済方法の指定等が制限される場合があります。	入金額及び返済方法を指定のうえ、カードを使用して金銭を借り入れることができるものとします。この場合において、借入金額は、原則として1万円以上1万円単位となります。ただし、ATM等により、借入金額、返済方法の指定等が制限される場合があります。

#### ■個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

改訂前	改訂後
第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託） 利用目的 ④ クレジットカード事業等当社事業における付帯サービスの提供	第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託） 利用目的 ④ クレジットカード事業等当社事業における付帯サービスの提供、 <b>当社が提携する企業が行っている事業における付帯サービス（ポイント等特典の付与を含みます。）の提供及び同提供のために必要な措置の実施（i）及びii）の情報を当該提携先企業に提供することを含みます。）</b>
<b>（新設）</b>	<b>■ 個人情報管理責任者</b> 当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（コンプライアンス担当役員）を設置しております。

#### ■ローンエムアイカード貸付条件（商品概要）

改訂前	改訂後
返済方法（注2） 原則：口座振替 その他、 <del>エムアイカードATM</del> または当社指定口座へのお振込みでも承れます。	返済方法（注2） 原則：口座振替 その他、当社指定口座へのお振込みでも承れます。

以上